

岡山県強度行動障害支援コンサルテーション事業について

制度概要

(1) 事業のねらい

強度行動障害にある人の不安軽減や行動改善のための環境づくりを共に検討し、あわせて、現場へのコンサルテーションを通じて支援者のスキルアップと人材育成を図ることを目指す。

(2) 利用できる方

○ **岡山県内の福祉関係事業所、病院、学校（特別支援学校を含む）、自治体等の支援者**

- ※ 支援対象者の目安は、強度行動障害判定基準表で10点以上
- ※ 対象者の住所又はサービス支給元の市町村が岡山市の場合は、県事業の対象外
 - ・岡山市相談窓口：岡山市発達障害者支援センター(ひか☆りんく)
- ※ 保護者からの相談は、自治体・相談支援事業所を通じての依頼（相談助言やコンサルテーションは支援機関に対して実施）
- ※ 生活介護等の事業所で、在宅(グループホーム含む)からの通所利用者の場合は、個別の状況に合わせて、担当の相談支援事業所と相談の上、「基幹相談支援センター」と「本相談窓口」のどちらを利用するかを検討

(3) 支援内容

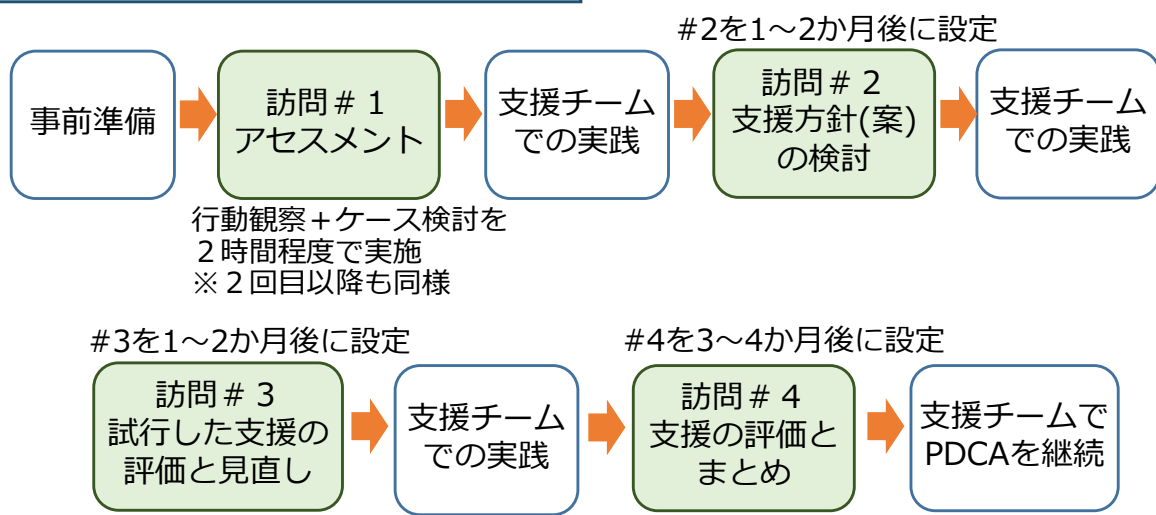
- 福祉事業所・相談支援事業所・病院・学校等への相談や助言
- 依頼に応じて強度行動障害の支援に関する専門家(スーパーバイザー、補助役)の派遣、コンサルテーションの実施(4回/1支援機関)
- 終了後は必要に応じておかやま発達障害者支援センターがフォローアップ

■ コンサルテーションの取組内容(例)

- ※事業所やケース状況に応じて、以下のテーマをコンサルチームが提案
- ① 行動問題が起きる場面状況を整理してみる
- ② 障害特性と支援環境とのミスマッチがないか点検してみる
- ③ 行動の意味を推測して支援方針をたててみる
- ④ 支援の手順を整理してみる
- ⑤ 個別の環境/集団の環境を点検してみる
- ⑥ 『環境・状況(休けい時間やすきま時間)』へのアプローチを考えてみる

(4) 費用 無料

コンサルテーションの流れ



コンサルテーション事業と集中的支援

- ・ 相談内容によっては、関係機関との調整(支援推進チーム会議での検討)を踏まえて、法定給付である集中的支援の活用を検討
- ※ 集中的支援は、障害福祉サービス事業所限定(教育機関・医療機関は対象外)

